

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 70 号)

令和3年12月8日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が請求のあった公文書の存否を明らかにしないで公文書公開請求を拒否した決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 公開請求

令和3年5月7日、審査請求人は、大津市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して「生活保護対象者 氏名：〇〇 住所：大津市〇〇 1）〇〇年〇〇月死亡との連絡に伴い、死亡詳細が分かるもの。「死亡診断書解剖書（写）、火葬証明書（写）」など 2）福祉火葬に伴う、遺骨の存在及び埋葬場所が分かるもの。 3）〇〇・〇〇年度 生活保護費支給に伴う訪問・面談等 記録（写）」（以下「本件公文書」という。）の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年5月18日、実施機関は、本件公文書が存在するか否かを答えること自体が、条例第7条第1号により非公開とすべき情報を公開することとなることを理由に、条例第10条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否した。

3 審査請求

令和3年5月19日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

審査請求書には、審査請求の趣旨として次のとおり記載されていた。

上記の1) について、死亡日の確認「命日の確定」及び死亡名の確認「死亡の要因」

2) について、埋葬場所の確認について、「埋葬地への墓参り」

3) について、生活保護受給者であるため、〇〇年〇〇月死亡、〇〇年〇〇月〇〇にて発見と連絡の架電だけであったため。

※ 〇〇に必要「〇〇」のため

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 上記の1) について、死亡日の確認「命日の確定」及び死亡名の確認「死亡の要因」

2) について、埋葬場所の確認について、「埋葬地への墓参り」

3) について、生活保護受給者であるため、〇〇年〇〇月死亡、〇〇年〇〇月〇〇にて

発見と連絡の架電だけであったため。

※ ○○に必要「○○」のため

- 2 大津市福祉事務所長より、○○年○○月○○日付け文書で扶養義務の履行について照会があった。照会文の内容には、本件公文書に係る個人が生活保護法による保護を受給中であるとの記載があったことから、実施機関の弁明には不合理な点がある。
- 3 大津市からは、審査請求人の○○に対して、○○年○○月に、本件公文書に係る個人が死亡したとの電話連絡があり、葬儀については葬祭扶助による対応となった。死亡したとの電話連絡だけであったので、死亡日、死因、埋葬場所を確認するために本件公開請求を行ったところ、部分公開もされなかった。
- 4 条例第7条第1号に基づいて公開しないとしているが、ただし書のア、イ、ウのどれかに当てはまるのではないか。
- 5 弁明書で例として出されている大津市情報公開・個人情報保護審査会答申第65号は、虐待に関する内容であった。虐待と生活保護は違うので、何を例にされたのかと思っている。
- 6 大阪市は、遺骨が納めてある場所は必ず教えてくれた。正式文書でなくても、いつ火葬し、その骨をどこに収めているかということは行政サービスとして教えてくれたほうがいいのではないか。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 本件公開請求について、条例第7条及び第10条を根拠として「当該公文書の存否を答えること自体が非公開とすべき個人に関する情報を公開することとなるので、存否について答えることができない」との理由を付記し、これを公開しないこととし、審査請求人に通知した。
- 2 本件公文書の存否を答えることは、特定の個人が生活保護法による保護を受けていたか否かという事実の有無に関する情報が明らかにされてしまうことになるため、本件処分を行ったものである。
- 3 本件審査請求と同様の事例として、大津市情報公開・個人情報保護審査会答申第65号においても示されているところである。
- 4 公文書の公開請求権を定めた条例第5条は、何人にも等しく公文書公開請求を認めているが、請求者が公開請求に係る公文書に記載されている情報について当事者であるか等の個別的事情は、公開・非公開の判断に影響を及ぼすものではないとの解釈がなされるものである。このことから、親族であることを理由として特定の個人が生活保護法による保護を受けていたか否かという事実の有無に関する情報を公開することは適当ではない。
- 5 以上のことから、本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件審査請求について

審査請求書には直接の記載はないが、本件審査請求は、本件処分を取り消し、本件公文書の公開を求める趣旨で行われたものであると史料するので、以下、本件処分の妥当性について検

討する。

2 公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することについて

条例第10条は「公開請求に対し、当該公開請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにした上で公開決定等をすべきところ、その例外として公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合について定めたものである。

3 本件公文書の存否を答えることにより明らかになる情報

本件公文書は、特定の個人が、生活保護法による保護を受け、特定の時期に死亡したか否かという事実の有無に関する情報、つまり特定の個人を識別することができる情報とともに、当該個人の生活の状態に関する情報（以下「本件存否情報」という。）が明らかになると認められる。

4 本件存否情報の非公開情報該当性について

条例第7条第1号本文は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

本件存否情報は、特定の個人を識別することができる情報を含むため、条例第7条第1号本文の個人に関する情報に該当すると認められる。

また、本件存否情報が、非公開情報の例外を定めた条例第7条第1号ただし書に該当するとは認められない。

5 結論

なお審査請求人が本件公開請求に至った経緯、心情等については一定理解できるものであることから、本件公開請求又は本件審査請求に至る以前に、より有効適切な方法で実施機関から目的を達成するための情報提供を受ける方法があったのではないかとも思われ、実施機関においてはその窓口対応において市民に対するより適切な行政サービスの実施が求められるといえる。

しかしながら本件公開請求に対する実施機関の決定の適否に関する判断としては、以上の理由により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 5月27日	諮問書の受理
令和3年11月 1日	実施機関からの事情聴取 審査請求人の意見陳述

	審議
令和3年11月17日	審議
令和3年12月 8日	答申